

平成19年2月9日
石川県原子力安全対策室

「志賀原子力発電所における石川県・志賀町への連絡基準に係る覚書」
連絡区分Ⅲに係る連絡（平成19年1月分）について

本日、北陸電力(株)から、連絡基準に係る覚書連絡区分Ⅲ（保守情報として連絡することが適当なもの）に該当する平成19年1月分の連絡があった。

連絡のあった事象は、以下のとおり。

志賀2号機で実施中の総点検において、1月31日、2月8日に、給水加熱器^{*1}の仕切り板^{*2}でひびが確認された。発生原因は現在、調査中。

※1 給水加熱器：原子炉へ供給する水を段階的に加熱（6段階）していく装置（1～4段階は各3基、5～6段階は各2基、計16基）。今回、発見されたもの以外には、ひびの無いことが確認されている。

※2 仕切り板：給水加熱器に入ってくる水と加熱され出て行く水とが混じりあわないように仕切る板

本事象は、安全上問題となるものではなく、外部への放射能による影響はない。

県では、今後、原因究明及び再発防止対策、復旧状況等について報告を求め、確認を行っていくこととしている。

参考) 北陸電力HP <http://www.rikuden.co.jp/mreport/index.html>

事務担当 原子力安全対策室(内線 4234) TEL 076-225-1465
